

施設・設備整備事業の概要（診療所関係）

①【医療提供体制 施設整備交付金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医療施設近代化施設整備事業	老朽化した病院を近代化し、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を図るための病棟等の整備	改修等による療養病床を整備する診療所 ・整備後の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保	1床当たり4,616千円× 整備後の療養病床数	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
		療養病床療養環境改善 ・療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備 ・病室の整備を伴わない整備計画 ・整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと	基準面積(①+②)×基準単価 基準面積 ① 機能訓練室 1医療機関 40㎡ ② 患者食堂 療養病床1床当たり1㎡ 基準単価 鉄筋コンクリート：198,000円 ブロック：172,200円 木造：198,000円 浴室 1か所当たり13,493千円		
医療施設土砂災害防止施設整備事業	医療施設の補強等の整備	土石流危険区域等、又は危険地域等外でも土砂災害の影響が及ぶ可能性がある地域の医療施設の外壁補強、防護壁設置等	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり40,485千円	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する診療所の施設整備	・省エネに関する規程等の策定 ・整備の結果、法に規定する温室効果ガス総排出量の減少が見込まれること ・屋上等に太陽電池・太陽熱給湯器の設置、建物の壁面や屋上等の緑化、高効率熱源機器の導入など	1医療機関当たり 104,518千円	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	<p>非常用自家発電設備（燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による備電機能を有するもの）、給水設備（受水槽又は地下水利用のための設備）の病院の診療機能を3日程度維持するために必要な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づく浸水想定区域、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域に所在していること ・地域医療提供体制確保の観点から、移転することができない診療所であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094 千円 ・受水槽 1 医療機関当たり 160,434 千円 ・給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円 ・燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円 	0.33 (国 0.33)	在宅当番制診療所、時間外診療実施診療所、在宅医療実施診療所、がん医療実施診療所の開設者（地方公共団体を除く）、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合の設置する診療所の開設者 ※上記は有床診療所に限る。

②【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
離島等患者宿泊施設施設整備事業	離島等宿泊施設として必要な宿泊施設の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は、光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内（隣接地）であること ・居室が個室であること 	基準面積（室数×40 m ² (8室を限度)）×352千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
院内感染対策施設整備事業	院内感染に適切に対応するための病室の個室化、空調設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み ・個室整備に必要な設備(バス、トイレ等)を設置 	<p>1室当たり 15,724千円</p> <p>加算 空調設備（空気清浄度クラス1万以上）整備 35,787千円</p>	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピューター及び付属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 25,073千円 依頼側医療機関 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として、必要な診療設備等の整備	・災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の整備 ・緊急車両（緊急車両に常備する携帯式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の整備	1か所当たり 医療機器等 19,224千円 緊急車両 31,685千円	国 1/3	県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関で厚生労働大臣の認める者
人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置不足地域への人工腎臓装置の整備	・人工腎臓不足地域単位に、単身用は患者2人に1台、多人数用は患者8人に1台を整備 ・更新のみ（新規又は増設がなく設置台数が増加しないもの）の整備については、対象外とする	1か所当たり 多人数用 14,080千円 単身用 7,150千円	1/3 (国 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡訓練施設の設備整備	内視鏡手術の研修等に必要な機器の整備	1か所当たり 220,000千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

④【医療施設等 設備整備事業】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
へき地患者 輸送車(艇)整 備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径 4km の区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として 50 人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 15 分以上を要する地域であること 2 患者輸送艇 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって、1 に定める要件に該当する地域であること	患者輸送車 ・マイクロバス 1 台当たり 2,829 千円 ・ワゴン車 1 台当たり 1,474 千円 患者輸送艇 1 隻当たり 10,198 千円	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的 団体、厚生 労働大臣の 認める者 へき地医療 拠点病院及 び県知事の 要請を受け た診療所
へき地巡回 診療車 (船) 整備 事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1 台当たり 1,426 千円 巡回診療用雪上車 1 台当たり 4,241 千円 巡回診療船 1 隻当たり 9,081 千円 (中型の場合、24,982 千円) 歯科巡回診療車 1 台当たり 3,738 千円	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的 団体、厚生 労働大臣の 認める者 へき地医療 拠点病院及 び県知事の 要請を受け た診療所
遠隔医療設 備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598 千円 遠隔画像診断 16,390 千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198 千円 遠隔画像診断 14,855 千円 オンライン診療装置 2,660 千円 遠隔手術指導 5,580 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的 団体、厚生 労働大臣の 認める者
へき地・離 島診療支援 システム設 備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	支援側 へき地医療拠点病院、その他厚生労働大臣が認める者 依頼側 へき地診療所等	1 か所当たり 支援側医療機関：7,857 千円 依頼側医療機関：7,857 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的 団体、厚生 労働大臣の 認める者
離島等患者 宿泊施設設 備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること	1 室当たり 233 千円 (8 室を上限)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的 団体、厚生 労働大臣の 認める者

⑤【地域医療介護総合確保事業補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体			
院内助産所・助産師外来施設整備事業	産科を有する診療所における院内助産所、助産師外来の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 産科又は産婦人科の診療科を有すること 新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設すること 	30㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：159,900円 ブロック：139,700円 木造：159,900円	0.33	公的団体、厚生労働大臣の認める者			
病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の開設者が運営する病院内保育所施設であって、保育料1人当たり平均月額10千円以上徴収していること 種別 	基準面積（収容定員(30人を限度)×5㎡）×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：148,300円 ブロック：129,900円 木造：148,300円	0.33	公的団体、厚生労働大臣の認める者			
						保育児童数	保育士等数	保育時間
			A型特例			4人未満	2人以上	8時間以上
			A型			4人以上	2人以上	8時間以上
			B型			10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上					
院内助産所・助産師外来設備整備事業	産科を有する診療所における院内助産所、助産師外来の設備整備	<ul style="list-style-type: none"> 産科又は産婦人科の診療科を有すること 新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設すること 	1か所当たり 3,811千円	2/3	公的団体、厚生労働大臣の認める者			

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。